

める。

15 第一項の規定の適用がある場合（第十二項の規定の適用がある場合を除く。）における地方税法第三百十四条の八第一項の規定の適用については、同項中「又は同条第十五項」とあるのは「若しくは租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第三百十七条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約実施特例法第三条の二の二第一項の規定及び第二章第一節第五款の規定により配当割額を課されたとき、又は第三百十三条第十五項」と、「第三十七条の三」とあるのは「租税条約実施特例法第三条の二

の二第九項の規定により読み替えて適用される第三十七条の三」とする。

16 前各項の規定のうち、道府県に関する規定は都について、市町村に関する規定は特別区について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「道府県」又は「道府県民税」とあるのはそれぞれ「都」又は「都民税」と、「市町村」又は「市町村民税」とあるのはそれぞれ「特別区」又は「特別区民税」と読み替えるものとする。

17 第四項、第六項、第十項及び第十二項に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とは、それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額をいう。

18 第一項から第四項まで、第六項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項及び第十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第三条の二の三 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が前条第十項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における地方税法第七

百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、同法第七百三条の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額から第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第八項、同法第七百三条の五及び第七百六条の二第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、同法第七百三条の四第八項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」と、同法第七百三条の五第一項中「本条中山林所得金額」とあるのは「本条中山林所得金額又は租税条約実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」とする。

2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が前条第十二項に規定する条約適用配当等に係

る配当所得を有する場合における地方税法第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、同法第七百三条の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額から第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第八項、同法第七百三条の五及び第七百六条の二第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同法第七百三条の四第八項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」と、同法第七百三条の五第一項中「本条中山林所得金額」とあるのは「本条中山林所得金額又は租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。

第四条第八項中「以下」の下に「この項及び次条第一項において」を加える。

第五条の見出し中「地方税」を「住民税等」に改める。

第六条中「住民税」の下に「（道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税をいう。）」を加える。

第六条の二の見出しを「（租税条約に基づく認定）」に改め、同条第一項を次のように改める。

相手国居住者等で、国内源泉所得（所得税法第六十一条に規定する国内源泉所得（同法第六十二条の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。）又は法人税法第三百三十八条に規定する国内源泉所得（同法第三百三十九条の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該国内源泉所得ごとに、租税条約の規定であつて政令で定めるものの認定（以下この条において「租税条約に基づく認定」という。）を受けすることができる。

第六条の二第八項中「第一項の認定」を「租税条約に基づく認定」に、「当該認定」を「当該租税条約に基づく認定」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「第一項の認定」を「租税条約に基づく

認定」に、「認定に係る第二項」を「租税条約に基づく認定に係る第六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第四項」を「第八項」に、「第一項の認定」を「租税条約に基づく認定」に、「当該認定」を「当該租税条約に基づく認定」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第一項の認定又は当該認定」を「租税条約に基づく認定又は当該租税条約に基づく認定」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第一項の認定」を「租税条約に基づく認定」に、「第二項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「第一項の認定」を「租税条約に基づく認定」に、「当該認定」を「当該租税条約に基づく認定」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「前項の認定」を「前各項の租税条約に基づく認定」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 外国法人で、国内源泉所得のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われるものとされる部分（以下この項において「株主等所得」という。）を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該株主等所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

3 非居住者又は外国法人で、国内源泉所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（以下この項において「相手国団体所得」という。）を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該相手国団体所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

4 非居住者又は外国法人で、国内源泉所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係る国以外の相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（以下この項において「第三国団体所得」という。）を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該第三国団体所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

5 居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）又は内国法人で、国内源泉所得のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該居住者又は内国法人が構成員となつてゐる当該相手国の団体の所得として取

り扱われるものとされるもの（以下この項において「特定所得」という。）を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該特定所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

第七条第一項中「（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同条第二項中「第二条第十八号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同条第十八号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に、同法第六十七条第二項及び第三項、第八十一条の十三第二項及び第三項」を「第六十七条第三項及び第五項、第八十一条の十三第二項及び第四項」に改め、「それぞれ」を削り、「とする」を「とするほか、同法第二条第十八号に規定する利益積立金額及び同条第十八号の二に規定する連結利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める」に改める。

第九条第一項中「捜査」の下に「その他当該相手国の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査」を、「含む。」の下に「第十条の二及び」を加える。

第十条の次に次の三条を加える。

（相手国から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の質問、検査又は領置）



第十条の二 収税官吏は、租税条約の規定に基づき当該租税条約の相手国から当該相手国の租税に関して当該相手国の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査に必要な情報（以下この条及び次条第一項において「必要犯則情報」という。）の提供の要請があつた場合には、当該租税条約の規定に基づき当該必要犯則情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に対する質問、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件の検査又はこれらの者が任意に提出した物の領置をすることができ、ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該租税条約の規定に基づいて我が国が行う情報の提供の要請に応ずるために、当該相手国が当該情報を収集する措置をとることができないと認められるとき。

二 当該必要犯則情報の提供の要請に応ずることが我が国の租税に関する法令の執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を害するおそれがあると認められるとき。

三 当該相手国において当該必要犯則情報を入手することが困難であると認められないとき。

（相手国から必要犯則情報の提供要請があつた場合の臨検、搜索又は差押え）

第十条の三 収税官吏は、前条の質問、検査又は領置をすることができるときで、かつ、必要犯則情報が

租税条約の相手国の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査に欠くことのできないものであることを明らかにした当該相手国の書面がある場合において、必要があると認めるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、搜索又は差押えをすることができる。

2 前項の場合において急速を要するときは、収税官吏は、臨検すべき場所、搜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、同項の処分をすることができる。

3 収税官吏は、第一項又は前項の許可状（以下この条において「許可状」という。）を請求する場合においては、相手国の犯則事件が存在すると認められる資料及び第一項の書面を提出しなければならない。

4 前項の規定による請求があつた場合においては、地方裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、搜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日並びに裁判所

名を記載し、自己の記名押印した許可状を収税官吏に交付しなければならない。この場合において、相手国の犯則事件の犯則嫌疑者の氏名又は犯則の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならない。

5 収税官吏は、許可状を他の収税官吏に交付して、臨検、搜索又は差押えをさせることができる。

（国税犯則取締法の準用）

第十条の四 第十条の二の質問、検査若しくは領置又は前条の臨検、搜索若しくは差押えについては、この法律に特別の定めがあるもののほか、その性質に反しない限り、国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定を準用する。

（租税特別措置法の一部改正）

第十三条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条の九の三」を「第三十七条の九の四」に、「第四十二条の三の二」を「第四十二条の三」に、「第五十七条の九」を「第五十七条の十」に、「負債の利子」を「負債の利子等」に、「第六十八条の八十五の二」を「第六十八条の八十五の三」に改める。

第二条第二項第十号中「第二条第十二号の七」を「第二条第十二号の六の二」に改め、同項第十号の五を同項第十号の七とし、同項第十号の二から第十号の四までを二号ずつ繰り下げ、同項第十号の次に次の二号を加える。

十の二 株式交換完全子法人 法人税法第二条第十二号の六の三に規定する株式交換完全子法人をいう。

十の三 株式移転完全子法人 法人税法第二条第十二号の六の五に規定する株式移転完全子法人をいう。

第二条第二項第二十号から第二十号の三までを削り、同項第二十一号を同項第二十号とし、同項第二十一号の二を同項第二十号の二とし、同項第二十一号の三を同項第二十一号とする。

第五条の二第一項中「第三条第一項第四号」を「第三条第一項第五号」に改める。

第六条及び第七条中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第八条の二第一項第二号中「第百六十九条第四号」を「第二百三十条第四号」に改める。

第八条の五第一項第一号を次のように改める。

一 内国法人から支払を受ける配当等（次号から第五号までに掲げるものを除く。）で、当該内国法人から一回に支払を受けるべき金額が、十万円に配当計算期間（当該配当等の直前に当該内国法人から支払がされた配当等の支払に係る基準日の翌日から当該内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日までの期間をいう。）の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額以下であるもの第八条の五第一項第二号中「に係る事業年度終了の日」を「の支払に係る基準日」に改め、「規定により」の下に「剰余金の配当、」を加え、「の総数又は出資金額」を「又は出資の総数又は総額」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第一号の月数は、暦に従つて計算し、十二月を超えるときは十二月とし、一月に満たない端数を生じたときはこれを一月とする。

第九条第一項第七号中「（これに類する法人として政令で定めるものを含む。）」を削る。

第九条の二第一項中「利益の配当に係る所得税法第二十四条第一項」を「剰余金の配当（所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当をいう。）又は利益の配当（同項に規定する利益の配当をいう。）に係る同項」に改める。

第九条の三第一項第一号中「その配当等に係る内国法人の事業年度終了の日」を「内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日」に改め、「規定により」の下に「剰余金の配当、」を加え、「発行済株式の総数又は出資金額」を「発行済株式又は出資の総数又は総額」に改める。

第九条の六第一項中「資本等の金額又は同条第十六号の二に規定する連結個別資本等の金額」を「資本等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」に改める。

第九条の七第一項中「による相続税額」を「により納付すべき相続税額」に、「資本等の金額又は同条第十六号の二に規定する連結個別資本等の金額」を「資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」に改める。

第十条の見出しを「（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定の適用を受ける年分及び」を削り、「算入される試験研究費の額」の下に「（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）」を加え、「第八項第七号」を「第七項第四号」に、「に係る所得税額」を「の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項から第五項までにおいて「事業所得に係る所得税

額」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項の規定の適用を受ける年分及び」を削り、「特別共同試験研究費の額」を「特別試験研究費の額」に、「第八項第七号」を「第七項第四号」に、「共同研究税額控除限度額」を「特別研究税額控除限度額」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項の規定の適用を受ける年分及び」及び「（当該試験研究費の額のうち第十一条の第三第一項に規定する開発研究用設備の償却費として必要経費に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）」を削り、「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に、「第八項第八号」を「第七項第五号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、「（当該試験研究費の額のうち第十一条の第三第一項に規定する開発研究用設備の償却費として必要経費に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項若しくは第二項に規定する個人又は第四項に規定する中小企業者に該当する個人の平成十九年及び平成二十年の各年（平成十九年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は

包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）及びその事業を廃止した日の属する年を除く。次項及び第十一項において「適用年」という。）の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額が、当該個人の比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合における第一項、第二項又は第四項の規定の適用については、第一項中「相当する金額（」とあるのは「相当する金額及び当該試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額の百分の五に相当する金額の合計額（」と、第二項中「特別試験研究費の額が」とあるのは「特別試験研究費の額（当該特別試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合には、当該超える部分の金額を控除した金額）が」と、第四項中「相当する金額（」とあるのは「相当する金額及び当該試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額の百分の五に相当する金額の合計額（」とする。

第十条第七項を削り、同条第八項第二号から第四号までを削り、同項第五号を同項第二号とし、同項第六号中「特別共同試験研究費の額」を「特別試験研究費の額」に改め、「委託する試験研究」の下に「、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究」を加え、同号を同項第三号とし、同項第七号中「第四項」を「第三項」に、「共同研究税額控除限度額」を「特別研究税額控除限度額」に、「第二



項又は第三項」を「第一項又は第二項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第八号中「第六項」を「第五項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同号を同項第五号とし、同項に次の二号を加える。

六 比較試験研究費の額 適用年前三年以内の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額（当該各年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合には、当該年については、当該年の試験研究費の額に十二を乗じてこれを当該年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額。次号において同じ。）の合計額を当該適用年前三年以内の各年（事業を開始した日の属する年以後の年に限る。）の年数で除して計算した金額をいう。

七 基準試験研究費の額 適用年前二年以内の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額のうち最も多い額をいう。

第十条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第一項、第二項及び第三項又は第五項」を「第一項及び第二項又は第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一项中「第四項又は第六項」を「第三項又は第五項」に、「第二項若しくは第三項又は第五項」を「第一項若しくは第二項又は第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第八項」を「第七項」に、

「第一項」を「第六項」に、「五年前」を「三年前」に、「同項から第七項まで」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第七項」を「第六項」に、「（試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除）」を「（試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除）」に改め、同項を同条第十二項とする。

第十条の二第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第三項中「前条第五項」を「前条第四項」に、「年分の事業所得」を「年分の事業所得の金額」に改める。

第十条の三第一項中「第十条第五項」を「第十条第四項」に、「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、「第一号」の下に「又は第二号」を加え、「第三号」を「第四号」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 ソフトウェア（政令で定めるものに限る。）

第十条の三第三項中「年分の事業所得」を「年分の事業所得の金額」に改め、同条第四項中「同項第一号又は第二号」を「同項第一号から第三号まで」に改め、「第一項第一号」の下に「又は第二号」を加える。

第十条の四第一項第一号から第五号までの規定中「第十条第五項」を「第十条第四項」に改め、同条第三項中「年分の事業所得」を「年分の事業所得の金額」に改める。

第十条の六を次のように改める。

（情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の六 青色申告書を提出する個人が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの期間（以下この項、第三項及び第四項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報基盤強化設備等（情報基盤の強化に資する減価償却資産で財務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を取得し、又は情報基盤強化設備等を製作して、これを国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。第三項及び第四項において同じ。）において、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。）の指定期間内に事業の用に供した当該情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が政令で定める金額以上であるときは、当該供用年の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該情報基盤強化設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第

一項の規定にかかわらず、当該情報基盤強化設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の五十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該情報基盤強化設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定により当該情報基盤強化設備等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該情報基盤強化設備等を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該情報基盤強化設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該情報基盤強化設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3 第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報基盤強化設備等を取得し、又は情報基盤強化設備等を製作して、これを国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合において、その供用年の指定期間内に事業の用に供した当該情報基盤強化設備等の取得価額の